

神奈川労働局 発表  
平成 29 年 3 月 2 日

神奈川労働局 労働基準部  
健康課長 広田 光彦  
課長補佐 長田 廣行  
電話 045 (211) 7353  
FAX 045 (211) 0048

## ストレスチェックの実施状況について

～平成28年12月1日時点の実施結果報告数は2,242～

### 3月10日には労働災害防止団体に実施の徹底等を要請

平成27年12月1日施行の改正労働安全衛生法に基づき、50人以上の事業場においては、1年に1回、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施することとされています。

この度、神奈川労働局(藤永芳樹局長)は、改正法施行から1年が経過した平成28年12月1日までに県内の事業場から提出されたストレスチェック実施結果報告の状況をとりまとめました。

ストレスチェック制度では、改正法施行から1年以内(平成28年11月末まで)に行うことが必要なのは初回のストレスチェックの実施であり、その後、本人への結果通知、高ストレス者の面接指導を経て、その結果を労働基準監督署に報告することとなります(報告の提出時期は事業場の事業年度の終了後等に設定して差し支えないとされています。)

神奈川労働局では、3月10日に労働災害防止団体幹部の参集を求めて要請するなど、引き続き、ストレスチェックの実施の徹底と報告の励行を広く呼びかけることとしています。

#### ○ストレスチェック実施結果報告の概要(平成28年12月1日現在。詳細は別紙参照)

・ストレスチェック実施事業場数	2,242事業場
・ストレスチェックを受けた労働者数	304,992人
同 実施率	79.2%
・面接指導を受けた労働者数	2,303人
同 実施率	0.76%

#### ○労働災害防止団体に対する要請

- 1 日時 平成29年3月10日(金)15:00～
- 2 場所 横浜第二合同庁舎 共用第3会議室
- 3 参集者 (公社)神奈川労務安全衛生協会、建設業労働災害防止協会神奈川支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川支部ほか計6団体

○ストレスチェック実施結果報告状況(平成28年12月1日現在)

事業場規模 (人)	検査実施 事業場数	在籍 労働者数 (A)	検査を受けた 労働者数 (B)	検査 実施率 (B/A)	面接指導を 受けた労働者 数(C)	面接指導 実施率 (C/B)
50～99	1,167	80,696	58,357	72.3	658	1.13
100～299	827	132,373	101,723	76.8	845	0.83
300～	248	171,933	144,912	84.3	800	0.67
合計	2,242	384,997	304,992	79.2	2,303	0.76

(※) 県内の50人以上の事業場数は、平成26年経済センサスから算出したものによると、9,968。

働く人の心の健康を守るため、国が2015年12月から従業員50人以上の事業場に義務つけた「ストレスチェック」を実施した県内事業者が、対象の2割程度にとどまる可能性が高いことが2日、神奈川労働局の調査で分かった。

同局によると、ストレスチェックを期限の昨年11月末までに実施したと労働基準監督署に報告したのは2242事業場。直近の14年経済センサスでは、県内の50人以上の事業場数は9968で、これを基にすると実施率は22%程度にとどまることになる。

チェックを受けた労働者は30万4992人で、実施率は79.2%。実施した事業場で、も約2割がチェックを受けな

## 「ストレスチェック」義務化も…

# 県内事業場、実施は2割？

かったことになる。チェックで高ストレスと判定され、医師の面接指導を受けたのは2303人だった。

同局は「実施状況が低水準にとどまっているのは明らか」と危機感を強めている。これを受け、同局は10日に防災防止に努める県内の関係機関を集め、ストレスチェックの実施と報告の徹底を要請する。

ストレスチェック制度は、仕事の原因となる精神疾患で労災認定されるケースの増加を踏まえ、労働者自身がメンタルヘルス対策に取り組むよう促すのが狙い。年一回、雇い主に実施義務がある。50人未満の事業場での実施は努力義務。  
(大槻 和久)